

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>		<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (有料公園施設) 第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	
都市公園名	種別	都市公園名	種別
富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場	富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 球技場 球技場照明施設 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート

改正後		改正前	
	水泳プール		水泳プール
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場放送室

改正後		改正前	
	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 水泳プール サッカー場 サッカー場照明施設 釣池		陸上競技場テレビ中継室 陸上競技場ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 屋内野球練習場 水泳プール サッカー場 サッカー場照明施設 釣池
生田緑地	ゴルフ場 駐車場	生田緑地	ゴルフ場 駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場 陸上競技場第 1 特別室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	市長は、必 要に応じ左 欄の供用期

改正後				改正前			
陸上競技場第 2 特別室	明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。	陸上競技場第 2 特別室	明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場第 3 特別室				陸上競技場会 議室			
陸上競技場第 4 特別室				陸上競技場シ ャワー室			
陸上競技場会 議室				陸上競技場シ ャワー室			
陸上競技場シ ャワー室				陸上競技場ロ ッカー室			
陸上競技場ロ ッカー室				陸上競技場ロ ッカー室			
陸上競技場関 係者室							
陸上競技場練 習室							
陸上競技場多 目的室							
陸上競技場放 送室				陸上競技場放 送室			
陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室				陸上競技場テ レビ中継室			
				陸上競技場ラ ジオ中継室			
陸上競技場大 型映像装置				陸上競技場大 型映像装置			
陸上競技場写 真判定室				陸上競技場写 真判定室			

改正後					改正前				
陸上競技場照明施設		午後 6 時30分 から午後 8 時 30分まで			陸上競技場照明施設		午後 6 時30分 から午後 8 時 30分まで		
補助競技場		午前 9 時から 午後 6 時まで			補助競技場		午前 9 時から 午後 6 時まで		
運動広場	4 月 1 日から 10月31日まで 11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 8 時から 午後 6 時まで 午前 8 時から 午後 4 時まで			運動広場	4 月 1 日から 10月31日まで 11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 8 時から 午後 6 時まで 午前 8 時から 午後 4 時まで		
野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 サッカー場	4 月 1 日から 10月31日まで 11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 6 時から 午後 6 時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前 6 時から午後 8 時30分まで) 午前 8 時から 午後 4 時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前 8 時から午 後 8 時30分ま で、照明施設 を有する野球			野球場 野球場会議室 野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 サッカー場	4 月 1 日から 10月31日まで 11月 1 日から 翌年の 3 月31 日まで	午前 6 時から 午後 6 時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前 6 時から午後 8 時30分まで) 午前 8 時から 午後 4 時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前 8 時から午 後 8 時30分ま で、照明施設 を有する野球		

改正後						改正前					
			場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)						場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで)		
テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)				テニスコート バレーボール 場	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)			
	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)					11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)			
野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日			野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		

改正後				改正前			
サッカー場照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日	サッカー場照明施設	1月1日から12月31日まで	午後6時30分から午後8時30分まで	12月29日から翌年の1月4日までの日
テニスコート				テニスコート			
照明施設				照明施設			
弓道場		午前9時から午後5時まで		弓道場		午前9時から午後5時まで	
屋内野球練習場				屋内野球練習場			
相撲場				相撲場			
水泳プール	7月10日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで	9月1日から翌年の7月9日までの日	水泳プール	7月10日から8月31日まで	午前9時から午後5時まで	9月1日から翌年の7月9日までの日
釣池	4月1日から6月30日まで 9月1日から10月31日まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）	釣池	4月1日から6月30日まで 9月1日から10月31日まで	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日は午前6時から午後5時まで 上記以外は午前8時30分から午後5時まで	12月29日から翌年の1月4日までの日 月曜日（ただし、休日を除く。） 休日の翌日（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）
	7月1日から	午前6時から			7月1日から	午前6時から	

改正後				改正前			
	8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで			8月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午後5時まで 午前8時30分 から午後5時 まで	
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで		野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）	パークボール 場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 休日に当たら ない日） 木曜日（ただ し、休日に当 たるときは、 当該日直後の 土曜日、日曜 日又は休日の いずれにも当 たらぬ日）
バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	バーベキュー 広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日

改正後				改正前				
	日まで				日まで			
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日		ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日
球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設 会議室 多目的屋内施設 シャワー室 多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレビ・ラジオ中継室 球技場関係者室 多目的屋内施設 会議室 多目的屋内施設 シャワー室 多目的屋内施設 ロッカー室 多目的屋内施設 多目的室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日
球技場照明施設		午後6時30分 から午後10時 まで			球技場照明施設		午後6時30分 から午後10時 まで	
駐車場		午前0時から 午後12時まで (ただし、生 田緑地におけ る入場につい	なし		駐車場		午前0時から 午後12時まで (ただし、生 田緑地におけ る入場につい	なし

改正後

ては、午前5時から午後10時まで)

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回 （4時間以内）	26,000	1人1回	18歳以上の者 200円
		円		13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
陸上競技場 照明施設	1回（1時間以内）	全点灯		
		102,000		
		円		
		4分の3点灯		
円				
2分の1点灯	51,000			
円				
4分の1点灯	25,500			
円				
陸上競技場 第1特別室	1箇所／1回 （4時間以内）	18,000		
		円		

改正前

ては、午前5時から午後10時まで)

(使用料)

第8条 市長は、有料施設（野球場（富士見公園に設けるものに限る。）、パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室及び駐車場を除く。）を利用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所／1回 （4時間以内）	13,000	1人1回	18歳以上の者 200円
		円		13歳以上18歳未満の者 （高校生を含む。） 100円
陸上競技場 照明施設	1回（1時間以内）	全点灯		
		51,000		
		円		
		4分の3点灯		
円				
2分の1点灯	25,000			
円				
4分の1点灯	12,000			
円				
陸上競技場 第1特別室	同（4時間以内）	18,000		
		円		

改正後				改正前			
陸上競技場 第2特別室	同(同)	6,000円		陸上競技場 第2特別室	同(同)	6,000円	
陸上競技場 第3特別室	同(同)	13,000円					
陸上競技場 第4特別室	1回(同)	24,000円					
陸上競技場 会議室	1箇所 / 1回 / (同)	6,000円		陸上競技場 会議室	1箇所 / 1回 / (同)	1,000円	
陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	3,000円		陸上競技場 シャワー室	1箇所 1回	3,000円	
陸上競技場 ロッカー室	同	3,000円		陸上競技場 ロッカー室	同	1,000円	
陸上競技場 関係者室	1箇所 / 1回 / (4時間以内)	10,000円					
陸上競技場 練習室	同(同)	4,000円					
陸上競技場 多目的室	同(同)	6,000円					
陸上競技場 放送室	1回(同)	3,000円		陸上競技場 放送室	1回(4時間以 内)	3,000円	
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	1箇所 / 1回 / (同)	6,000円		陸上競技場 テレビ中継 室	1箇所 / 1回 / (同)	6,000円	
				陸上競技場 ラジオ中継 室	1回(同)	3,000円	
陸上競技場 大型映像装	1箇所 1日1回	50,000円		陸上競技場 大型映像装	1日1回	50,000円	

改正後					改正前				
置					置				
陸上競技場 写真判定室	1日1回	18,000円			陸上競技場 写真判定室	同	18,000円		
補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円	補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回（2時間以内）	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
運動広場	同（2時間以内）	2,000円			運動広場	同（2時間以内）	2,000円		
野球場（富士見公園に設けるものを除く。）	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円			野球場（富士見公園に設けるものを除く。）	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円		
野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円			野球場照明施設	同（1時間以内）	6,000円		
野球場会議室	同（4時間以内）	1,000円			野球場会議室	同（4時間以内）	1,000円		
野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	3,000円			野球場シャワー室	／ 1箇所／ 1回	3,000円		
野球場ロッカー室	同	1,000円			野球場ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円			屋内野球練習場	1回（1時間以内）	650円		
サッカー場	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円			サッカー場	／ 1箇所／ 1回（2時間以内）	2,500円		
サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円			サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,500円		
テニスコー	／ 1面／ 1回	750円			テニスコー	／ 1面／ 1回	750円		

改正後					改正前				
ト	(1時間以内)				ト	(1時間以内)			
テニスコート照明施設	同(同)	800円			テニスコート照明施設	同(同)	800円		
バレーボール場	同(同)	750円			バレーボール場	同(同)	750円		
相撲場	1回(4時間以内)	5,000円	1人1回(2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円	相撲場	1回(4時間以内)	5,000円	1人1回(2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円	弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者(高校生を含む。) 100円
水泳プール	1箇所/1回 / (同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円	水泳プール	1箇所/1回 / (同)	18,000円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円
釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 200円	釣池			同	15歳以上の者 750円 6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 200円
野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円			野外音楽堂	1回(4時間以内)	7,800円		
備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1					備考 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。 2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を使用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合				

改正後	改正前
<p>特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p> <p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p>	<p>における使用料の額は、この表に掲げる使用料に入場料収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1日1件につき50,000円を加算した額とする。</p> <p>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</p> <p>2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第8条第1項の表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。